

一事不再理規定一覧

作成：京都大学日本学術振興会特別研究員（SPD）

越智 萌

目次

1 国内法における一事不再理規定 1
 1-1 自国内 1
 1-2 外国判決の効力 6
 1-3 引渡法 7
 1-4 国際裁判所との協力法 10
 2 国際人権文書 12
 3 武力紛争関連条約 12
 4 国際刑事司法協力関連条約 12
 4-1 引渡条約 12
 4-2 刑事共助条約 13
 4-3 その他 13
 5 国際刑事司法機関の一事不再理規定 14

1 国内法における一事不再理規定

1-1 自国内

	法体系 ⁱ	自由権規約 ⁱⁱ	形式	文言	範囲 (idem)	先行手続 (bis)
アジア太平洋						
日本	大陸法と英米法の混合	批准	憲法	憲法39条「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」 ⁱⁱⁱ	犯罪	責任
韓国	大陸法と英米法、中国思想の混合	批准	憲法	憲法13条「すべて国民は、行為の時に法律によって犯罪を構成しない行為について、訴追されない、同一の犯罪について、重ねて処罰されない。」 ^{iv}	犯罪	処罰
台湾	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法8条「同一事件が管轄権を有する複数の裁判所に係争するとき、即座にそれらの裁判所に優位する裁判所の判断により、その事件が後に係争した裁判所により裁判され得るならば、最初に事件が係争した裁判所がそれを訴追する。」 302条1項「『訴追からの免除』の判決は、以下のいずれかの状況が存在する場合に言い渡される：確定判決が出されている時」 303条「『検討されない事件』の判決は以下のいずれかの状況が存在するときに出される」2項「同一の裁判所において既に公訴又は私訴が開始されている事件について訴追が再び開始されたとき」；7項「8条に基づき、裁判所がその事件を裁判できないとき」 ^v	事件	判決、訴追（同時進行の場合）
中国	大陸法ソヴィ	署名	刑訴法、	刑事訴訟法(1996年)15条「以下のいずれかの状況において、いかなる刑事責任も捜査されてはならない：(1)もし		

一事不再理規定一覧 (2016年9月16日)

	エト法		引渡法	捜査が既に行われ、事件が棄却されるとき、訴追が開始されてはならないとき、取扱が停止されねばならないとき、又は無罪が言い渡されねばならないとき；(3)特別恩赦命令により刑事処罰からの免除が与えられている時；(4)他の法が刑事責任の捜査からの免除を定めている時」 ^{vi}		
フリピン	大陸法、英米法、イスラム法、慣習法	批准	憲法	憲法21条「何人も同一の犯罪について処罰の危険に二度曝されない。ある行為が法と命令により処罰される場合は、どちらかに基づく有罪又は無罪は同一行為に対する他の訴追の障害となる。」 ^{vii}	犯罪行為	危険
インド	英米法	加入	憲法	憲法20条2項「何人も二度以上同一の犯罪について訴追及び処罰されない。」	犯罪	訴追処罰
インドネシア	大陸法（オランダ古法、慣習法）	加入	刑法	刑法76条1項「判決が再審の対象となっている場合を除いて、何人も、インドネシアにおいて確定判決が裁判官により出された行為 (feit) について二度訴追されない」2項「確定判決が他の裁判官により出された場合、同一人物は、以下の場合には訴追されない：(1) その者が刑事手続において無罪となったか又は起訴取り下げとなった；(2) その者が有罪判決を受け刑を宣告されその刑を満期完了した、赦免が与えられた、または刑が失効した」 ^{viii}	行為	判決 判決
ベトナム	大陸法（日本の法整備支援あり）	加入	憲法	憲法31条3項「何人も、一つの犯罪につき二回判決を受けない。」 ^{ix} (2015年刑事訴訟法14条（未施行）14条 何人も、同一の犯罪について再び刑事上の責任を問われない。何人も、既に発効した裁判所の判決を科された行いによって、再び立件され、捜査され、公訴され、公判に付されることはないものとする。但し、刑法が犯罪を構成すると規定する別の社会への悪質な行為を行った場合は例外とする。）」	犯罪	判決
カンボジア	大陸法		刑事訴訟法	刑事訴訟法12条「既判力の原則の適用において、裁判所の判決により最終的に無罪となったいかなる者も、異なる法的評価の対象となったとしても、同一の行為について再び訴追されることはできない。」	行為	無罪
バングラデシュ		加入	憲法	憲法（1972年、2014年改正）35条2項「何人も同一の犯罪について二度以上訴追及び処罰されない」		訴追処罰
パキスタン	英米法、イスラム法	批准	憲法	憲法13条「何人も(1) 同一の犯罪について二度以上訴追又は処罰されない」	犯罪	訴追処罰
ニュージーランド	英米法	批准	権利章典法、刑法	権利章典法(1990)26条2項「何人も最終的に無罪又は有罪となった犯罪、又は赦免を受けた犯罪について、再び裁判又は処罰されない。 犯罪法(1961年)セクション10(4)「何人も同一の犯罪について二度処罰される責任を負わない」 ^x	犯罪 犯罪	判決 処罰
中東						
トルコ	大陸法（スイス私法）	批准	刑事訴訟法	刑事訴訟法253条3項「既判事項又はすでに同一の事項及び同一の被告人に対する刑事手続がある場合は、公訴は棄却される。」 ^{xi}	事項	判決又は手続
エジプト	イスラム法	批准	刑事訴訟法	刑事訴訟法187条「被告人が犯罪行為の問題に関する判決に従って有罪又は無罪の判決を受けた場合は、いかな	行為事実	判決

一事不再理規定一覧 (2016年9月16日)

	大陸法			る他の刑事訴訟も、判決が下された同一の行為及び事実に関してこの被告人に対して開始されない。」 ^{xii}		
ヨルダン	英米法、イスラム法の混合	批准	憲法	憲法58条「何人も、同一の犯罪について二度訴追されない。」 ^{xiii}	犯罪	訴追
パレスチナ			憲法	(ヨルダン憲法の適用) 刑法12条「9条に規定する犯罪を除いて、何人も、もし彼又は彼女が『パレスチナ』の外において訴追され、判決が確定している場合は、訴追されない。」(*9条に規定する犯罪とは、国家の安全を脅かすものや、金融詐欺があたり) ^{xiv}	犯罪	訴追判決
イスラエル	イギリス法、ユダヤ・キリスト・イスラム法	批准	刑事訴訟法	刑事訴訟法5条「同一行為に関連するある犯罪について前に無罪又は有罪となっている場合、ある者はその行為について裁判されない。しかし、同一行為について他の犯罪として前に有罪となっていたとしても、他人の死の原因となった行為である場合には、その行為について再び裁判される。この条の目的において、『有罪』とは彼を有罪としないまま保護観察においた場合も含む。」 ^{xv}	行為	判決 (他人の死の場合は例外)
シリア	大陸法とイスラム法の混合	加入	刑法	刑法181条「(1)犯罪行為は一度しか訴追されてはならない。(2)行為の結果が最初の訴追の後に悪化し、行為の新たな評価に結実した場合は、それは新たな評価に従って訴追され、重い方の刑のみが適用可能となる。刑が既に服されている場合は、新たな処罰から除外されなければならない。」 ^{xvi}	犯罪行為	処罰
ヨーロッパ						
ドイツ	大陸法	批准	憲法	基本法103条3項「何人も、一般刑法典の根拠に基づいて、同一の所為のゆえに重ねて処罰されてはならない。」 ^{xvii}	所為	処罰
フランス	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法369条「無罪の言渡しを受けた者は、別の罪名を付したとしても、同一の事実のゆえに再びこれを逮捕し又は訴追することができない。」 ^{xviii}	事実	無罪
ベルギー	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法360条「巡回裁判所により無罪とされた被告人は、法的評価にかかわらず、同一事実について再び訴追されない」 ^{xix}	事実	無罪
イタリア	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法(1988年)649条1項「(…)判決か制裁命令により有罪又は無罪となった被告人は、同一行為について再び刑事手続の対象とならない。」 ^{xx}	行為	判決又は命令
オーストリア	大陸法	批准	条約	欧州人権条約第7議定書4条が憲法と同等の国内効力をもつ。また関連する訴訟法が補完している。 ^{xxi}	行為	判決
ハンガリー	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法6条3項「以下の場合には、刑事手続は開始できない、進行中の刑事手続は終了される、又は被告人は無罪となる：(d)第四部、及び第18章第2編及び第3編に定義される手続を除いてその以前に確定判決がすでに被告人が訴追された行為について出されている場合」 同条5項「行政犯罪について裁判所により責任が確立されたいかなる者も、行政犯罪規程に従って彼の事件が再審査される以前に、刑事手続において同一事実について再び裁判されない」 ^{xxii}	行為	判決
ルーマニア	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法10条1項「以下の場合には訴追は開始又は継続できない。(j)既判力があるとき。この除外は、裁判された行為が異なった犯罪として訴追されるときでも働く」 ^{xxiii}	行為	判決

一事不再理規定一覧 (2016年9月16日)

ポ ラ ン ド	大陸法	批准	刑訴法	刑事訴訟法(1997年)11条7項「同一人物の同一行為に関する刑事手続が確定的に終結した場合」訴追を妨げる。 xxiv	行為	確定
ジ ョ ー ジ ア	大陸法	加入	憲法	憲法42条4項「何人も同一の犯罪について二度有罪とはならない。」 刑事訴訟法18条1項「何人も同一の証拠又は情報に基づいて二度逮捕されない。」 同2項「何人も、彼又は彼女が既に有罪又は無罪となった犯罪について、訴追され又は有罪とはならない。」 xxv	犯罪	判決
ボ ス ニ ア ・ ヘル ツ ェ ゴ ヴィ ナ	大陸法	承継	裁判所法・刑訴法	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ裁判所に関する法35条「何人も、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの裁判所によりすでに裁判された犯罪について、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ領域内の裁判所で裁判されない」 刑事訴訟法4条「何人も、既に裁判され、及び法的拘束力ある決定がなされた刑事犯罪について再び裁判されない」	犯罪	裁判
マ ケ ド ニ ア	大陸法	承継	憲法	憲法(修正20)14条「何人も、既に裁判され、裁判所から有効な決定を下された者は、再び裁判されてはならない。」 xxvi	?	裁判
ス ロ ヴ ェ ニ ア	大陸法	承継	憲法	憲法(1991年)31条「何人も、最初の手続が法的に中止された場合、その犯罪行為から生ずるその者に対する訴追が最初の手続で却下された場合、又はその者が最初の手続で無罪又は有罪となった場合には、同一の犯罪行為について刑を宣告され、処罰され、又は刑に付されない。」 xxvii	犯罪行為	中止・却下された手続、判決
ギ リ シ ヤ	大陸法 ローマ法	加入	刑訴法	刑事訴訟法(1951年)57条1項「確定的に有罪又は無罪となった者又はその者に対する刑事訴追が確定的に終了した者は、この行為が異なる犯罪行為として評価されたとしても、同一行為について再訴追されない」 また、憲法28条1項は、批准した国際法が国内法に優先することを定める。 xxviii	行為	確定
オ ラ ン ダ	大陸法	批准	刑法	刑法(1886年)68条「再審の余地のある場合を除いて、何人もオランダ、アンティル諸島又はアルバの裁判所が彼に対する訴追の実体について確定判決を出した犯罪について再び訴追されない」 xxix	犯罪	判決
ス ペ イン	大陸法	批准	判例法	憲法規定はないが、1981年以降憲法裁判所が刑法の法原則(25条)の直接の帰結であることを認めている(「(原則は)「刑罰権」の許容できない再行使を含む、同一順位の当局による別の手続によって同一行為を再度処罰することを禁ずる」 xxx	行為	処罰
ス ウェ ー デン	慣習法に 影響された 大陸法	批准	訴訟法	30章9項「彼らに対する手続が終了した後には、もう一度取り上げられた、判決が扱った行為について被告人の責任を問わない」 xxxi		
フ ィ ン ラ ン ド	大陸法 (スウェーデン モデル)	批准	慣習法 条約	明確な規定はないが既判力は慣習法規範として判例や学説で認識されてきた。また欧州人権条約第7議定書及び自由権規約は、批准後には議会の制定法の地位を得ている。 しかし、自由権規約には被告人の不利益になるように確定判決を変更する手続との関係で留保を付している。 xxxi	事実	判決
ロ シ ア	ソヴィエト法 大陸法	批准	憲法	憲法50条1項「…何人も一つの同じ犯罪について繰り返し責任追及されない」 刑法6条2項「何人も一つの同じ犯罪について繰り返し刑事訴追を受けない」 xxxi	犯罪	訴追

一事不再理規定一覧 (2016年9月16日)

イギリス	英米法	批准	判例法	「前の有罪」「前の無罪」の抗弁として確立 ^{xxxiv}	犯罪	訴追
アフリカ						
アルジェリア	大陸法 イスラム法	批准	刑訴法	刑事訴訟法311条2項「何人も法的に無罪となった者は、同一事実について反復又は訴追されない、他の法的評価の下でも同様である」 ^{xxxv}	事実	無罪
ギニア	大陸法 (フランスモデル)	批准	刑訴法	刑事訴訟法2条「刑の適用に対する公訴権は、被告人の死、時効、恩赦、刑法の廃止及び既判力により、消滅する」 同359条「適法に無罪となった者は、異なる法的性格付けの下でも、同一の事実について再び逮捕され訴追されることはない」 ^{xxxvi}	事実	無罪
ルワンダ	ドイツとベルギー法に基づく混合	加入	刑法	刑法6条「ある者は同一犯罪について二度裁判されない」	犯罪	裁判
セネガル?	大陸法	批准				
ケニア	英米法	加入	憲法	憲法50条2項「全ての被告人は、公正な裁判に対する権利を有する。それは (...) (o)被告人が既に無罪となった又は有罪となった作為又は不作為に関する一つの犯罪について裁判されない(...)権利を含む。」 刑事訴訟法279節1項「情報が提出された被告人は、以下の抗弁を行うことができる。(a)同一の犯罪について既に有罪又は無罪の判決を受けた。(b)自身の犯罪について大統領の赦免を受けた。」 ^{xxxvii}	犯罪	判決
マラウイ	英米法と慣習法	加入	憲法	憲法42条2項「ある犯罪の実行の疑いで逮捕又は起訴された者は、被拘禁者としての権利に加え、以下の権利を有する。(f)被告人として、以下の権利をふくむ公正な裁判に対する権利:(viii)彼又は彼女が以前に有罪又は無罪となった犯罪行為又は不作為について再び訴追されない。」	犯罪行為又は不作為	判決
リベリア	英米法と慣習法	批准	憲法	憲法21条(d)「(...)何人も、二重の危険の対象とならない」		危険
シエラレオネ	英米法と慣習法の混合	加入	憲法	憲法(1991年)23条「権能のある裁判所によってある犯罪行為について裁判され有罪又は無罪となったことを示した者は何人も、その犯罪又はその他の犯罪で、その裁判において有罪又無罪に関する上訴の流れにおいて上位の裁判所の命令により有罪となり得たものについて再び裁判されない。」	犯罪行為	危険
南アフリカ	大陸法 (オランダモデル)	批准	憲法	憲法35条3項(m)「全ての被告人は、以下に規定する公正な裁判に対する権利を有する。それは被告人が既に無罪となった又は有罪となった作為又は不作為に関する一つの犯罪について裁判されない権利を含む。」 ^{xxxviii}	行為	判決
アメリカ						
アメリカ合衆国	英米法	批准	憲法	憲法第五修正「何人も...同一の犯罪について、重ねて生命身体の危険にさらされることはない」	犯罪	危険
カナダ	英米法	加入	憲法	構成法(1982年)11条(h)「ある犯罪について起訴された者は、以下の権利を有する。(h)もしその犯罪について最終的に無罪となった場合、それについて再び裁	犯罪	判決 処罰

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

				判されず、もしその犯罪について確定的に有罪となり処罰を受けた場合、それについて再び裁判され処罰されない。」		
メキシコ	大陸法 +アメリカ合衆国の影響	加入	憲法	憲法23条「いかなる刑事裁判も三審以上行われぬ。有罪か無罪を問わず、何人も同一の犯罪 (delito) について二度裁判されない (…)	犯罪	裁判
ドミニカ共和国	大陸法	加入	憲法	憲法 (2010年) 69条「全ての者は、自らの正統な権利と利益の行使において、以下に規定される最低限の保障で構成される適正手続に関して、効果的な救済を受ける。 (5) 何人も同一の原因 (causa) について二度裁判されない。」	原因	裁判
グアテマラ	大陸法	加入	刑事訴訟法	刑事訴訟法17条「何人も同一の事実 (hecho) について二度以上刑事訴追を受けない。しかし、以下の場合には新たな刑事訴追を行うことが許容される。(1) 前訴が管轄権のない裁判所に提起されたとき；(2) 不訴追が昇格やその行使の欠落に起因するとき；(3) 同一の事実が、各規則に従い統合できない、異なる裁判所や手続により裁判されるべきであるとき。」	事実	訴追
コロンビア	大陸法	批准	憲法	憲法29条「(…) 同一事実 (hecho) について二度裁判されないために、(…) 訴追された者は彼に選ばれた弁護人と法律家の支援の権限を持つ」 ^{xxxix}	事実	裁判
チリ	大陸法	批准	刑事訴訟法	刑事訴訟法1条「(…) 終結判決により確定的に有罪、無罪又は棄却を受けた者は、同一事実 (hecho) についてさらなる刑事手続の対象とならない。」	事実	判決
アルゼンチン	大陸法	批准	条約	自由権規約や米州人権条約は法律より上位にあり、憲法と同じ地位を有する (憲法75条22項)		

1-2 外国判決の効力

	形式		主義
日本	刑法	刑法5条「外国において確定判決を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。」	算入主義
中国	刑法	刑法(1997年)10条「中国の領域外でこの法律により刑事責任を負うとされている犯罪を行つたいづれの者も、彼が既に外国で裁判を受けていても、この法律により依然として彼の刑事責任について捜査され得る。しかし彼が外国で既に刑事処罰を受けている時は、処罰からの免除又は減免を受け得る」	算入主義
ドイツ	刑事訴訟法	刑事訴訟法153条2項「その犯罪に対する刑が既に外国でその被告人に対して既に執行されていた場合、及びその外国での刑を考慮するとドイツで予定される刑が無視できるものとなるか、又は被告人がその犯罪について外国において確定判決により無罪となっている場合には、検察局はある犯罪に対する訴追を免除し得る。」	不再理主義
フランス	刑事訴訟法	刑事訴訟法692条において、「...自身が外国で同一事実について確定的に裁判を受け、またもし有罪である場合にはその刑に服し又は刑が時効となっていることを証明した者に対しては、いかなる手続も行われ	不再理主義

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

		ない」	
イギリス	判例法	1950年Samasivam事件	不再理主義
アメリカ	判例法	1948年Cumas事件（カリフォルニア州最高裁判所）	不再理主義？
イタリア	刑法	刑法11条1項「...第六条（国内犯）に掲げる場合には、イタリア国民又は外国人は、既に外国で裁判をうけたときでも、イタリア国においてこれを裁判する」	再理主義（考慮主義）
トルコ	刑法	刑法9条「トルコにおいて行った犯罪について、他国で有罪となった者は、トルコでの再訴の対象となる。」 刑法10条「トルコの名において公的任務の遂行において他国で犯罪を行った者について、外国でそのような行為の実行のために有罪となっていたとしても、トルコで新たな裁判を行うことができる。」	再理主義

1-3 引渡法

	形式	文言	範囲 (idem)	先行 手続 (bis)	禁止 か許 容
アジア・太平洋					
日本	引渡法	逃亡犯罪人引渡法2条7項「左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。(…)引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。」	事件	判決	禁止
韓国	引渡法	引渡法9条「以下のいずれかの条項にあてはまる事件において引渡は拒否されることができる。：(4)犯罪人が第三国において引渡犯罪について既に裁判され処罰されている時、又は第三国で処罰しない旨の最終的な司法判断を受けたとき」	犯罪	裁判 処罰	許容
台湾	引渡法	引渡法5条「引渡要請がなされた犯罪が、訴追しないとの判断、無罪の判決、処罰の減免、訴追からの免除又は検討されない事件、又は刑を宣告する判決を受けているとき、又は事件が台湾の裁判所により裁判されている、又は犯罪について赦免がなされている時、引渡は拒否されねばならない。」	犯罪	判決	禁止
中国	引渡法	引渡法8条「以下のいずれかの場合には外国からの引渡要請は拒否される：(2)引渡要請の受理時、中国の司法機関が引渡要請で特定された犯罪について効果的な判決を出している時、又は事件を棄却した場合；(6) (…) 特別恩赦命令による刑事処罰の免除が与えられている時(…)」	犯罪	判決	禁止
バングラデシュ	引渡法	引渡法5条2項「逃亡犯罪人は以下の場合には引き渡されない：(e) そのために彼の引渡又は帰国が求められているものについてバングラデシュで既に裁判され、そのような犯罪について有罪又は無罪となっている時」	犯罪	判決	禁止
ニュージーランド	引渡法	引渡法(1999年)7条「引渡の義務的な制約は、以下の場合に存在する。(e)引渡犯罪又は引渡犯罪を構成するの同一の行為により構成された犯罪に関して、その者が引渡国又はニュージーランドの権能のある法廷又は当局により無罪となったか赦免を受けた場合、又はその国又はニュージーランドの法により規定された処罰を受けたとき」	犯罪 又は 犯罪を 構成す る行為	判決、 赦免、 処罰	禁止
オーストラリア	引渡法	なし			
フィジー	引渡法	引渡法(2003年)4条「以下の場合には引渡犯罪についてのある者の引渡の請求に対する引渡の異議が生ずる：(e)その犯罪に対してフ			

一事不再理規定一覽 (2016年9月16日)

		イジー島において、又は第三国において、その者に対して確定判決が出されている場合；(f)請求国又はフィジー島の法により、時効、恩赦又は他の理由により、その者が訴追又は処罰から免除される場合；(g)その者が、引渡犯罪と同じ犯罪又は引渡犯罪と同じ行為について、要請国又はフィジー島において既に無罪となり又は赦免を受けているとき、又は請求国又はフィジー島の法の下で処罰されている時」			
中東					
アフガニスタン	対マネーロンダリング及び犯罪収益法	60条(義務的拒否事由)1項「引渡は以下の場合には行われてはならない：(b)引渡が要請された犯罪に関してアフガニスタンにおいて確定判決が出されているとき；(c)引渡が要請されている者が、どちらかの法制において、時間の経過又は恩赦を含むいかなる理由によっても、訴追又は処罰から免除されるとき」	犯罪	判決	禁止
イスラエル	引渡法	引渡法2b条(引渡の制限)(a)「以下の場合には、要求されている者は請求国に引き渡されてはならない。(4)要求されている者が、引渡が要請されている犯罪に関して、イスラエルで裁判され、無罪又は有罪とされているとき；(5)要求されている者が、他国において、引渡を要請されている犯罪について有罪とされ、イスラエルにおいてその刑又は残りの刑に服した場合；(7)引渡要請が、要求されている者が請求国において赦免された犯罪についてなされているとき。」			
ヨルダン	引渡法	なし	犯罪	訴追	
ヨーロッパ					
ドイツ	協力法	刑事事案における国際協力に関する法9節(併存する管轄権)「対象犯罪がドイツの管轄権の対象ともなるときは、以下の場合には引渡は行われてはならない：(1)ドイツの裁判所又は他の当局が、その犯罪のために、その訴追された者に関して、判決又は同等の法的効力を伴う決定を出している場合、事件の公判を許容することを棄却した場合、事件の公判を行うことを求める申し立てを却下した場合、(…)；(2)ドイツ法における訴追又は執行の時効が成立した場合又は訴追又は執行がドイツの恩赦法により阻害される場合」	犯罪	判決や同党の効力を持つ決定、公訴棄却	義務
オーストリア	引渡法	引渡・共助法17条「引渡は、処罰可能な行為について引き渡されようとしている人が以下の場合には禁止される。(1)犯罪が行われた国の裁判所によって、確定的な無罪を与えられた、又は訴追から免除されている場合；(2)第三国の裁判所から確定的な刑を受けており、罰が全て執行された、これから執行される刑の全部または一部が放棄された、又は罰の執行可能性が第三国の法に従って事項の対象となった場合。」		無罪刑	禁止
ギリシャ	刑訴法	なし			
ハンガリー	共助法	刑事における国際共助に関する法12条「以下の場合には引渡は拒否されねばならない。(d)ハンガリーの裁判所が、引渡が要請されている犯罪をすでに最終的に裁定した。」	犯罪	最終的な裁定	禁止
ポーランド	刑訴法	刑事訴訟法604条1項「以下の場合事件は受理不可能である。(4)同一人物に対する同一行為に関する刑事手続が、有効に終了した。」	行為	終了	受理不可能
ブルガリア	引渡法	引渡と欧州逮捕状法7条「引渡は以下の場合拒否される。(6)刑事犯罪が、ブ恩赦されている場合、又はルガリア法又は要請国の法に基づき刑事訴訟又は刑の執行が時効により制限されている；(7)同一の刑事犯罪について引渡が要請されている者に対する有罪が、ブルガリアにおいて効力を有している時。」	刑事犯罪	(効力のある)有罪	禁止

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

アルバニア	刑訴法	刑事訴訟法491条1項「引渡は以下の場合には提供されない可能性がある。(c) 犯罪が外国で行われたかに関わらず、彼がアルバニアで裁判されている又は既に裁判された場合；(e) アルバニアがこの犯罪について恩赦を提供しているとき」	？	国内での裁判	許可
クロアチア	共助法	刑事における共助に関する法35条1項「以下の場合には引渡は許されない。(5) 引渡が要請されている外国人が国内裁判所により同一犯罪について既に有罪となっている場合、又は国内裁判所により同一犯罪について最終的に無罪となっている場合。ただし、刑事訴訟法に規定された再審のための条件が満たされている、又は刑事手続がその外国人に対して、クロアチアに対して行われた同一の犯罪についてクロアチア共和国において開始された場合を除く。」	犯罪	判決	禁止
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	共助法	共助法34条「引渡の前提条件は以下のとおりである：(f) (….) 引渡が要請されている外国人が国内裁判所で同一犯罪について既に刑を宣告されていないこと。ただし再審のための条件が満たされている、又は同一の犯罪についてボスニア・ヘルツェゴヴィナで刑事手続が開始されていない限りにおいて。」	犯罪	刑の宣告（外国人）	禁止
エストニア	刑訴法	刑事訴訟法440条1項「本法436条に規定された事例に加え、外国に対するある者の引渡は、以下の場合に禁止される。(2) そのものがエストニアにおいて同一の訴因について最終的に有罪又は無罪となっているとき。(3) 請求国又はエストニアの法に従い犯罪行為に対する事項が成立するとき又は処罰の適用を恩赦が阻止するとき」	訴因	判決	禁止
スウェーデン	引渡法	刑事犯罪に対する引渡法9条「引渡が要請されている者が外国でその行為について刑を宣告されている時は、彼の引渡は与えられてはならない。ただし、その判決が証明文書により証明され他の観点から重大な批判をもたらさない時を除く。」 10条「引渡が要請されている者に関してスウェーデンで、問題となっている犯罪に関する判決が出されている時、又は(…) 訴追の放棄のための決定がなされている時は、引渡はその犯罪について与えられてはならない。」	犯罪	刑(外国)判決(国内)	禁止
イギリス	引渡法	11条1項「裁判官が本条に基づく手続きを要請されて場合、彼はカテゴリ1領域へのその者の引渡が以下の理由で禁止されるか決定しなければならない。(a) 二重の危険に対する規則。」 12条「カテゴリ1領域へのある者の引渡は、彼が以下の前提において先行の無罪又は有罪と関連する法規定の下で不起訴に値すると思料されるとき(にのみ) 二重の危険のルールの理由により禁止される。(a) 引渡犯罪を構成する行為がその裁判官が管轄権を行為するイギリスの一部における犯罪を構成した。(b) その者がそのイギリスの一部においてその引渡犯罪について起訴された。」	犯罪	二重の危険ルールによる	
アフリカ					
アルジェリア	刑訴法	刑事訴訟法698条「以下の場合には引渡はなされてはならない。(4) アルジェリアの外で行われた犯罪又は違反行為(délits) が既に訴追され確定的に裁判されている場合。」	犯罪違反行為	訴追裁判	禁止
マラウイ	引渡法	引渡補6条2項「逃亡犯罪人はこの規定の下、マラウイでその犯罪について起訴された場合に彼は先行の無罪又は有罪との関係での法規定の下に不起訴に値する場合、いかなる国にも引き渡されてはならない、又はそのような引渡の目的で拘禁されてはならない。」	犯罪	判決	禁止
シエラレオネ	引渡法	15条1項「(…) 特定の事件の状況において、以下のことがあると法務長官に思料されるときは、引渡は与えられてはならない。(h) 逃亡人がコモンウェルスの中又は外で、彼が無罪とされた犯罪について、無罪となっている時」	犯罪	無罪	禁止

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

コンゴ	引渡法	外国人の引渡に関する法5条「引渡は以下の場合に与えられてはならない：(…) 今後の外で行われた犯罪又は違反行為（délits）が既に訴追され確定的に裁判されている場合。」	犯罪違反行為	訴追裁判	禁止
アメリカ					
カナダ	引渡法	引渡法47条「法務大臣は、以下の状況があることを認める場合、引渡を拒否することができる。(a) その者が、もしカナダで裁判された場合、先行の無罪又は有罪の理由でカナダ法に基づき不起訴となる場合」		判決	許可
ドミニカ共和国	引渡法	なし			
コスタリカ	引渡法	引渡法3条「以下の場合には引渡を提供したり与えてはならない。 (b) 引渡要請が同一事実についてコスタリカで裁判されている又は処罰されている犯罪に基づいていた場合、又はこの項に規定する開始された手続の結果として彼らが無罪となった、赦免された、有罪となった、又は科された刑に服した場合。」	事実	進行中の手続判決	禁止

1-4 国際裁判所との協力法

1-4-1 ICTY・ICTR¹

日本	なし
韓国	なし
ドイツ	旧ユーゴに関する国際法廷との協力に関する法2条2項「1項第一文の要請が提出された場合、いかなる手続も、いかなるものに対しても、彼らが国際法廷で裁判されている又は裁判された、国際法廷の管轄権の下にあるある犯罪について行われることはない。」
オーストリア	国際法廷との協力に関する連邦法4条2項「(…) オーストリアの管轄権は、被疑者が国際法廷により有罪又は無罪判決を受けたものに関する犯罪には適用されてはならない。」
フランス	1995年1月2日の法95-1号 規定なし
ベルギー	ICTYと及びICTRの承認及びこれらの法廷との協力に関する法（1996年） なし
スイス	国際人道法の重大な違反の訴追のための国際法廷との協力に関する連邦命令 なし
ギリシャ	法2665号4条「何人も、彼又は彼女が国際裁判所の裁判を受けた行為について、ギリシャの裁判所において訴追されない。すでに開始された刑事手続の場合には、裁判所又は理事会はその訴追を受理不可能と宣言する。」
ルーマニア	法159号7条 規定なし
ハンガリー	法39号（1996年）1条3項「ハンガリーにおいて、何人も、国際法廷が同一人物について同一行為について確定判決を出した場合には、裁判されてはならない、及び、1項に基づき延期された継続中の刑事手続は停止されなければならない。」
ボスニア	国際法廷の要請による引渡に関する法の効力を持つデクレ10条「(…) 引渡要請は、(…) 刑法について本共和国における裁判所の確定判決により既に有罪とされた者の引渡のためには、規程10条2項に特定された特別な理由を参照しなければならない。」
クロアチア	国際的な刑事法廷とのクロアチア共和国の協力に関する構成法9条「(…) 裁判部は、(…) 被告人がすでにクロアチアの裁判所で確定判決によって既に判断されている場合には、権限に服する要請を棄却しなければならない。」 12条「国際法廷で有罪が決定された被告人は、同一の犯罪についてクロアチア共和国で裁判できず、またそのような犯罪に関連するクロアチア裁判所の先行の判決は執行できない。検察官又は国際法廷により裁判された被告人の要請により、同一犯罪に対するクロアチア裁判所による有罪は、新たな刑事手続における判決の変更と関連する刑事訴訟上の規程の適切な適用により、変更されなければならない。」
デンマ	ICTYにおける刑事手続に関する法（1994年2月21日法1099号）

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

ーク	規定なし
スウェーデン	旧ユーゴにおいて行われた犯罪の裁判のための国際法廷の設立に関連する法13条「(…) ある特定の犯罪行為に対する責任も問題が国際法廷で裁判された場合は、同一行為についての訴追はスウェーデンにおいては開始されない。」
イギリス	1996年716号 規定なし
オーストラリア	1995年国際戦争犯罪法廷法 規定なし
ニュージーランド	1995年法27号国際戦争犯罪法廷法 規定なし

1-4-2 ICC

日本	ICC協力法19条 「1 引渡犯罪人の引渡しは、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行うことができる」 「2 引渡犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。ただし、当該事件について、国際刑事裁判所において、規程第十七条1の規定により事件を受理する旨の決定をし、又は有罪の判決の言渡しをしているときは、この限りでない」
韓国	ICC管轄犯罪処罰法7条 「ICCが有罪又は刑について既に確定判決を出した場合、その事件は判決により棄却を宣言されねばならない。」
ドイツ	ICC協力法3条 「引渡手続の間に、容疑者がICCからの引渡要請の基礎である汎愛行為についてICC又は他の裁判所により既に有罪又は無罪となっているとの声明を行った場合、声明が行われた事務局は(…)、高等地域裁判所に属する検察局に直ちに通知する。高等地域裁判所は、ICCが許容性に関する決定に至るまでの間、ICC規程の89条2項3文に従い引渡手続を停止させる。ICCが刑事手続の履行は許容不可であると判断した場合には引き渡されない。」 ICC協力法69条 「1 何人も、ICCにより有罪又は無罪と既に判断された、ICC規程5条に規定される犯罪又は0条1項に規定される犯罪行為に基づいて他の裁判所の審理の対象とされない。」 「2 もし、その者に対する刑事手続が国内的に行われているとき、ドイツの手続の基礎となる行為のすべてまたは恥部についてICCが出した確定判決がある又は無罪とされていることが知られた場合は、ICCが判断した行為に関する手続は、ドイツの負担により、中止されなければならない。もし手続きがある裁判所において継続中である場合、中止のための裁判所決定が要請される。」
オーストリア	ICC協力法4条 「2 ICCにより執行可能な判決によってそれについてある者が刑の宣告を受けた又は無罪となった犯罪に関しては、オーストリアの管轄権はない。」
イギリス	2001年ICC法 規定なし
ニュージーランド	2000年国際犯罪とICC法57条 「1 同条は引渡が要請された者が以下の申し立てを行った場合に適用される。(a) 事件がICC規程20条1項が適用されるものである場合（ICCにより有罪又は無罪とされた犯罪の基礎を構成する行為に関連することにより）。(b) その者がICC規程6条から8条によっても禁止される行為について他の裁判所で裁判されており、その事件はICC規程20条3項 (a) 又は (b) が適用されるものではないとき。」 「2 この条が適用される場合、大臣はICC規程の下で受理許容性に関する関連判断があったかについて決定するためにICCと直ちに協議する。」 「3 もしICCが当該事件は受理可能だと判断した場合は、先行手続があるという理由で引渡は拒否されなければならない。」 「4 もしICCがICC規程20条に基づき当該事件は受理不許用と判断した場合は、先行手続があるという理由で引渡は拒否されなければならない。」

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

	「5 もし受理許容性判断が継続中の場合は、大臣はICCが受理許容性判断を出すまでの間要請の執行を延期できる。」
ケニア	ICC協力法7条 「1 第6部の犯罪についての手続の目的のため、以下のICC規程上の規定が、必要な修正とともに適用される。(a) 20条（ある者が既に無罪又は有罪となっている犯罪に関連する）。」 53条 「1 引渡が要請されている者が以下の申立を行う場合は、大臣はICC規程の下で受理許容性に関する関連判断があったかについて決定するためにICCと直ちに協議する。(a) 事件がICC規程20条1項が適用されるものである場合（ICCにより有罪又は無罪とされた犯罪の基礎を構成する行為に関連することにより）。(b) その者がICC規程6条から8条によっても禁止される行為について他の裁判所で裁判されており、その事件はICC規程20条3項 (a) 又は (b) が適用されるものではないとき。」 「2 もしICCが当該事件は受理可能だと判断した場合は、先行手続があるという理由で引渡は拒否されてはならない。」 「3 もしICCがICC規程20条に基づき当該事件は受理不許用と判断した場合は、先行手続があるという理由で引渡は拒否されねばならない。」 「4 もし受理許容性判断が継続中の場合は、大臣はICCが受理許容性判断を出すまでの間要請の執行を延期できる。」
南アフリカ	ICC協力法 規定なし

2 国際人権文書

自由権規約14条7項	「何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決をうけた行為について再び裁判され又は処罰されることはない」
欧州人権条約第七議定書4条	「何人も、その国の法律及び刑事手続に従って既に無罪又は有罪の確定判決をうけた犯罪について、同一国の管轄下での刑事訴訟手続において再び裁判され又は処罰されることはない」
EU基本権憲章50条	「何人も、法に基づき、彼又は彼女が連合内部で既に最終的に無罪又は有罪となった犯罪について、刑事手続において裁判され又は処罰される責任を有さない」
米州人権条約8条4項	「上訴できない判決によって無罪となった被告人は同一の原因によって新しい裁判の対象とならない」
人権に関するアラブ憲章19条	「何人も、同一の犯罪について二度裁判されない。そのような手続が開始された者は、その合法性を申し立て、彼の釈放を要求する権利を有さねばならない」

3 武力紛争関連条約

1929年捕虜条約52条	「捕虜は、同一の行為又は同一の犯罪事実については、重ねて処罰することができない」
捕虜条約86条	「捕虜は、同一の行為又は同一の犯罪事実については、重ねて処罰することができない」
文民条約117条	「(...) 被抑留者は、同一の行為又は同一の犯罪事実については、重ねて処罰することができない」
ジュネーブ諸条約第一追加議定書75条(h)	「いずれの者も、無罪又は有罪の確定判決が既に言い渡された犯罪について、同一の締約国による同一の法律および司法手続に基づいて訴追され又は処罰されない」

4 国際刑事司法協力関連条約

4-1 引渡条約

1844年のフランスとベネルクス諸国との間の犯罪人引渡条約2条1項	
-----------------------------------	--

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

（犯罪人引渡モデル条約3条（d））	「3 以下の場合には引渡は行われてはならない。」「（d） その者の引渡が請求されている犯罪について、被請求国において当該者に対する確定判決がなされている場合。」
日米犯罪人引渡条約4条1項（2）	「1 この条約の規定に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、行われぬ。」「（2） 引渡しを求められている者が被請求国において引渡しの請求に係る犯罪について訴追されている場合又は確定判決を受けた場合」
米瑞犯罪人引渡条約4条1項	「その者の引渡が請求されている行為（acts）について、当該者が被請求国において当該者が既に有罪又は無罪となっている場合は、引渡は行われてはならない。」
欧州犯罪人引渡条約9条	「確定判決が被請求国の権限ある当局により引渡が求められている者について引渡が要請される犯罪について出された場合は、引渡は行われてはならない。被請求国の権限ある当局が同一犯罪に関して手続の不開始または終了を決定した場合には引渡は拒否され得る。」
米州犯罪人引渡条約4条1項	「以下の場合には引渡は行われてはならない。」「引渡しを求められている者が引渡が求められている犯罪について刑を終えている、恩赦、赦免又は恩寵を受けている場合、若しくは、彼が無罪となったか、又は同一犯罪に対する事件が請求棄却となった場合。」

4-2 刑事共助条約

（刑事司法共助モデル条約4条1項（d））	「1 以下の場合には共助を拒否することができる。」「（d） 請求が、請求国におけるその犯罪の訴追が被請求国の二重の危険（一事不再理）に関する法と両立しないような犯罪に関連する場合。」
日・EU刑事司法共助条約11条1項（d）	「（d） 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）であって共助の請求の目的であるものの対象となる者について、日本国又は加盟国において同一の事実により確定判決をうけたことがある者であると認める場合には共助を拒否することができる」
米瑞刑事司法共助条約3条1項（b）	「1 共助は以下の範囲において拒否され得る。」「（b） 請求が（…） 実質的に類似する犯罪で何らかの刑が執行された又は行われている犯罪について被請求国の裁判所の確定判決により無罪又は有罪となったものの基礎となる行為について、請求がその者の訴追のためになされた場合。」

4-3 その他

交通犯罪処罰条約5条1項	「犯罪地国は、第一条に定める請求をしたときは、もはや行為者を訴追することも、行為者に対して言い渡された決定を執行することもできない。」
国際的効力条約53条、54条、55条	53条「1 欧州刑事判決の対象となった者は、次の場合には、同一の行為について、他の締約国において訴追され、制裁を言い渡され、又は制裁の執行を受けることはない。」「（a） 無罪になったとき」「（b） 科せられた制裁が、（i） 完全に執行されたとき、若しくは執行中であるとき、（ii） その全部又は未執行の部分について恩寵、又は恩赦の対象となったとき、又は（iii） 時効が完成したため、もはや執行されえないとき。（c） 裁判所が行為者の有罪を認定したが、制裁を言い渡さなかったとき。」「2 前項の規定に関わらず、締約国は、自ら訴追を請求したのであれば判決の原因となった行為が自国において公的性格を持つ人、機関、若しくは財産に対して行われたとき、又は判決の対象となった者自身が自国において公的性格を有するときは、一事不再理の効力を認めることを義務付けられない。」「3 さらに、自国内で行為が行われた締約国又は自国の法律によれば自国内で行為が行われたとみなされる締約国は、自ら訴追を請求したのであれば、一事不再理の効力を認めることを義務付けられない。」 54条「他の締約国において同一の行為について裁判を受けた者に対し、新たな公訴が提起されたときは、裁判の執行として服した自由剥奪の全期間は、言い渡されることあるべき制裁からこれを控除しなければならない。」 55条「本節は、外国の刑事判決に付された一事不再理の効力に関するより広い国内法の適用を妨げない。」
訴追移管条約35条、	「1 確定し、かつ執行力のある刑事判決の対象とされるものは、同一の行為に

一事不再理規定一覧（2016年9月16日）

36条、37条	<p>つき、次の場合、他の締約国において訴追され、刑の言渡しを受け、又は制裁を執行されることはない。」「(a) 無罪とされるとき」「(b) 科せられた制裁が、(i) 全部執行され、若しくは執行中であるとき、又は(ii)制裁の全部もしくは未執行の部分につき恩寵若しくは恩赦の対象となったとき、(iii)時効が完成したため、もはや執行されえないとき。」「(c) 裁判官が被告人の有罪を認定したが、制裁の言渡しをしなかったとき。」「2 前項の規定に関わらず、締約国は、自ら訴追を請求したものでなければ判決の原因となった行為が自国において公的性格を持つ人、機関、若しくは財産に対して行われたとき、又は判決の対象となった者自身が自国において公的性格を有するときは、一事不再理の効力を認めることを義務付けられない。」「3 さらに、自国内で行為が行われた締約国又は自国の法律によれば自国内で行為が行われたとみなされる締約国は、自ら訴追を請求したものでなければ、一事不再理の効力を認めることを義務付けられない。」</p> <p>36条「他の締約国において同一の行為について裁判を受けた者に対し、新たな公訴が提起されたときは、裁判の執行として服した自由剥奪の全期間は、言い渡されることあるべき制裁からこれを控除しなければならない。」</p> <p>37条「本節は、外国の刑事判決に付された一事不再理の効力に関するより広い国内法の適用を妨げない。」</p>
シェンゲン協定実施条約54条	「裁判が1締約国において確定的に終結した人は、同一の行為について他の締約国において訴追されない」

5 国際刑事司法機関の一事不再理規定

ICTY 規程10条	<p>「1 いかなる者も、この規程に基づいて、国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国際法廷で既に裁判を受けた場合には、国内裁判所で裁判を受けることはない。</p> <p>2 国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国内裁判所で裁判を受けた者は、その後、次の場合に限り、国際法廷による裁判を受けることがある。</p> <p>(a) その者が裁判を受ける原因となった行為が通常犯罪と評価された場合。</p> <p>(b) 国内裁判所の手続が、公平な若しくは独立のものではなかった場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであった場合又は訴追が誠実に行われなかった場合。</p> <p>3 国際法廷は、この規程に基づいて有罪の判決を受けた者に科する刑罰を検討するに当たって、その者に対し同一の行為について国内裁判所が科した刑罰が既にどの程度執行されているかを考慮する。」</p>
ICTR 規程9条	<p>「1 いかなる者も、この規程に基づいて、国際人道法に対する重大な違反を構成する行為についてルワンダ国際法廷で既に裁判を受けた場合には、国内裁判所で裁判を受けることはない。</p> <p>2 国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国内裁判所で裁判を受けた者は、その後、次の場合に限り、ルワンダ国際法廷による裁判を受けることがある。</p> <p>(a) その者が裁判を受ける原因となった行為が通常犯罪と評価された場合。</p> <p>(b) 国内裁判所の手続が、公平な若しくは独立のものではなかった場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであった場合又は訴追が誠実に行われなかった場合。</p> <p>3 ルワンダ国際法廷は、この規程に基づいて有罪の判決を受けた者に科する刑罰を検討するに当たって、その者に対し同一の行為について国内裁判所が科した刑罰が既にどの程度執行されているかを考慮する。」</p>
SCSL 規程9条	<p>「1 いかなる者も、特別裁判所で既に裁判を受けた行為について、シエラレオネの国内裁判所で裁判を受けることはない。</p> <p>2 この規程の2条から4条に規定する行為について国内裁判所で裁判を受けた者は、その後、次の場合に限り、特別裁判所による裁判を受けることがある。</p> <p>(a) その者が裁判を受ける原因となった行為が通常犯罪と評価された場合。</p> <p>(b) 国内裁判所の手続が、公平な若しくは独立のものではなかった場合、国際的な刑事上の責任から被告人を保護することを意図したものであった場合又は訴追が誠実に行われなかった場合。</p> <p>3 国際裁判所は、この規程に基づいて有罪の判決を受けた者に科する刑罰を検討するに当たって、その者に対し同一の行為について国内裁判所が科した刑罰が既にどの程度執行され</p>

	ているかを考慮する。]
ICC 規程 20条	<p>「1 いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によって裁判されることはない。</p> <p>2 いかなる者も、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。</p> <p>3 第六条から第八条までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為について裁判所によって裁判されることはない。</p> <p>(a) 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合</p> <p>(b) 国際法の認める適正な手続の規範に従って独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合」</p>
規 則 2000/15 (東テ イモ ール・パ ネル) 11条	<p>「1 いかなる者も、この規則に定める場合を除くほか、自己がパネルによって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為についてパネルによって裁判されることはない。</p> <p>2 いかなる者も、自己がパネルによって既に有罪又は無罪の判決を受けた第四条から第九条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。</p> <p>3 第四条から第九条までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為についてパネルによって裁判されることはない。</p> <p>(a) パネルの管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合</p> <p>(b) 国際法の認める適正な手続の規範に従って独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合」</p>
EAC 規程 19条	<p>「1 いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判部によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為についてEACによって裁判されることはない。</p> <p>2 いかなる者も、自己がEACによって既に有罪又は無罪の判決を受けた第五条から第八条に規定する犯罪について他の裁判所によって裁判されることはない。</p> <p>3 第五条から第八条までの規定によっても禁止されている行為について他の裁判所によって裁判されたいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為についてEACによって裁判されることはない。</p> <p>(a) EACの管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合</p> <p>(b) 国際法の認める適正な手続の規範に従って独立して又は公平に行われず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合」</p>

ⁱ 世界の各国がいずれの法体系に属しているののかの包括的研究は様々な機関によって行われており、基本的な分類はあるものの、個別具体的な各国家の属性については意見が分かれる部分も多い。ある報告では、大陸法に属する国家が最も多く約150か国、英米法に属するのは約80か国であり、アフリカ、アジア等における慣習法体系には40か国、イスラム法体系には30か国が該当するとされている（重複する国は複数の法体系の混合的性質をもつ）。 *The World Factbook, Legal System*, Central Intelligence Agency (United States), at <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2100.html> (as of 24 July 2014).

ⁱⁱ United National Treaty Collection, https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-4&chapter=4&lang=en (as of 14 June 2016).

ⁱⁱⁱ 同条の起草過程については、白取『前掲書』231-234頁参照。

^{iv} 朴智慧（法務法人・弁護士）からの情報提供による。ただし、Korea Legislation Research Institute が提供する英語訳は、首相官邸のサイトが提供する日本国憲法の英語訳と同じ（“nor shall he be placed in double jeopardy”）である *Constitution of the Republic of Korea, Statutes of the Republic of Korea*, at http://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=1&lang=ENG (as of 2 June 2016); *Constitution of Japan, Prime Minister of Japan and His Cabinet*, http://japan.kantei.go.jp/constitution_and_government_of_japan/constitution_e.html (as of 2 June 2016).

^v Lin Tzu Wei（台湾国立政治大学法律学研究所博士課程）による情報提供を基に筆者が和訳した。また、憲法8条1項及び16条により、一事不再理原則が含意されているとの見解も広く共有されている。

^{vi} 基本原則であることは正式には規定されていないが、実際には刑事手続の様々な場面で前提とされ適用されていると

- 言われる。Zhang Jun, Shan Changzong, Miao Youshui, “China's Theory and Practice on *ne bis in idem*,” *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 865-872.
- vii <http://www.chanrobles.com/philsupremelaw2.html#V3DCdbiLR2Q>
- viii 同規定は宗主国であったオランダの刑法 68 条と酷似する。また、1946 年までは、1 項にインドネシア以外にも、オランダ、スリナムまたはオランダの Antilles も、条文に含まれていた。2 項の「他の裁判官」とは、外国の裁判官を指すと理解されている。Rm Surachman, “Indonesia, “ne bis in idem”, or “double jeopardy” in Indonesia,” *Revue internationale de droit pénal*, Vol. 73, (2002), pp. 1009-1016..
- ix 和訳は、国際協力機構（JICA）によるベトナム法整備支援プロジェクトを参照した。
http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03_20151215.pdf（小幡葉子氏（TMI 総合法律事務所ハノイオフィス）からの情報提供による。
- x Catherine Harwood（オランダ・ライデン大学法学研究科博士候補生）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xi Duygun Yarsuvat, « Turquie », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1139-1145.
- xii Younsa Chaaban（アイン・シャム大学（カイロ）法学部講師）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xiii Nora Taha（弁護士（パレスチナ））からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xiv 同上。
- xv <http://nolegalfrontiers.org/israeli-domestic-legislation/criminal-procedure/criminal01?lang=en>
- xvi Dania Yamani（国連難民高等弁務官事務所）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xvii 訳は、松代剛枝「罪数と一事不再理効：最二小決平成 22.2.17 裁判集刑 300 号 71 頁を素材として」『関西大学法学論集』第 62 巻第 2 号（2012 年）、注 18 参照。
- xviii 訳は、G. ステファニ、G. ルヴァスール、B. ブーロック／澤登佳人、澤登俊雄、新倉修訳『フランス刑事法（刑事訴訟法）』（成文堂、1982 年）590 頁参照。
- xix 「巡回裁判所」と規定されているが、すべての判決に適用されると一般に理解されている。T. Vander Beken and G. Vermeulen and T. Ongena, “Belgium, Concurrent National and International Criminal Jurisdiction and the Principle ‘ne bis in idem’,” *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), pp. 811-848.
- xx Mario Pisani, « Italie, le principe ne bis in idem au niveau international et laprocédure pénale italienne », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1017-1029.
- xxi Irene Gartner, « Austria, concurrent national and international criminal jurisdiction and the principle “ne bis in idem” », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), pp. 787-809.
- xxii Balázs Gellér et al., « Hungarian National Report on the Principle of ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 989-1007.
- xxiii Bogdan N. Bulai, Bogdan N. bulai, « Romanian national report on the subject concurrent nationaland international criminal jurisdiction and the principle “ne bis in idem” », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1051-1064.
- xxiv Leszek Kubicki, « Pologne, les compétences criminelles concurrentes nationales et internationales et le principe ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1037-1050.
- xxv Law Commission, *supra* note 296, para. 2.3. しかし、2003 年の刑事司法法（The Criminal Justice Act (2003)）では、二重の危険原則に対する制限が加えられている。
- xxvi Filip Alti（顧客デューデリジェンス・アナリスト）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xxvii Ivan Bele, Vid Jakulin, « Slovenia ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1071-1089.
- xxviii Ilias Anagnostopoulos, « Greece, ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 965-979.
- xxix André Klip, Harmen Van Der Wilt, « The Netherlands non bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1091-1137.
- xxx M^o del Mar Díaz Pita, « España, informe sobre el principio non bis in idem y la concurrenciade jurisdicciones entre los tribunales penales españoles y los tribunales penales internacionales, » *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 873-899.
- xxxi <https://lagen.nu/1942:740#K30P9>
- xxxii Raimo Lahti, « Finland, Concurrent National and International Criminal Jurisdiction and the Principle of ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 901-911.
- xxxiii Boris Andreev, “Russia Non bis in idem Principle in International and Russian Law », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 1065-1070.
- xxxiv
- xxxv Ramdane Zerguine, « Algérie, les compétences criminelles concurrentes nationales et internationales et le principe ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 773-785.
- xxxvi Mamadou Alioune Drame, Republique de guinée, les competences concurrentes nationales et internationales et le principe « ne bis in idem », *Revue internationale de droit pénal* 2002/3 (Vol. 73), p. 981-988.
- xxxvii Andrew Mura Muiruri（ケニア高等裁判所弁護士、国際刑事裁判所弁護士補佐）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xxxviii Mathew Truscott（弁護士）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。
- xxxix Monica Arango（弁護士）からの情報提供をもとに筆者が和訳した。コロンビア憲法裁判所では二つの事件の同一性の確認のため、対象、原因及び個人の 3 つの特定事項の検証を行うとしている。
- xl <http://www.icty.org/en/documents/member-states-cooperation>